

当面の地方機関再編の考え方

1. 目的

長崎県では、平成20年3月に策定した「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づき、県と市町の役割分担の明確化を図りつつ、地方機関のあり方を全体的に見直すこととし、平成21年4月に当面の地方機関再編を実施します。

2. 地方機関再編の基本的な考え方

地方分権の時代において、県と市町は対等・協力の関係を構築しつつ、住民に最も身近な地域行政を担う基礎的自治体としての市町と、広域的・専門的な行政サービスを担う広域的自治体としての県との役割分担の明確化が求められています。

県と市町の役割分担の明確化を図っていく中で、県としても、これまでの組織体制を見直していく必要があり、地方機関のあり方を全体的に見直すこととします。

本県の地方機関は、地域により総合事務所が配置されたり、単独事務所が配置されたりするなど、必ずしも県民の皆様にとって分かりやすい体制とはなっておりません。

今回の再編では、それぞれの地方機関が管轄する地域を可能な限り統一し、ひとつの総合地方機関として集約を行い、県民の皆様に分かりやすい行政のワンストップサービスが提供できる機関へと再編します。

【見直しの基本的な考え方】

市町との役割分担の明確化

市町村合併の進展により、市町の規模や能力が拡大したことに伴い、地域のまちづくりなど住民に身近な行政は出来る限り住民に身近な自治体で行うこととし、県が果たすべき役割は、より広域的・専門的な立場から市町の自立的な地域運営を支えていくものへと変化することに応じた見直しを行います。

本庁と地方機関の役割分担の明確化

これまで、広域的な総合調整を本庁で行う場合も、振興局、地方局等の地方機関が、その区域内の情報を取りまとめていますが、今後は本庁に一元化し、二重行政の解消及び意志決定の効率化・迅速化を行います。

交通・通信網の整備等に応じた再編

交通・通信網の整備や市町の区域の拡大を踏まえて、スケールメリットを活かした効率的な体制を確立するため、各地域に配置された地方機関を集約し、その所管区域の見直しを行います。

組織の簡素化・効率化

地方機関毎に可能な限り所管区域を統一するなど県民の皆様に分かりやすい組織で、各部門毎の連携が容易に行え、より効果的な行政サービスの提供ができる体制へと整備します。その際、総務・経理などの共通の部門を一元化し、より簡素で効率的な執行体制を確立します。

3．再編の対象となる地方機関

県税事務所、保健所、水産業普及指導センター、農村整備事務所、農業改良普及センター、林業事務所、家畜保健衛生所、土木事務所、各振興局、各地方局など32機関

4．地方機関再編の方向性

最終的な再編の方向性として、本土地区は、県南・県北の2機関へ集約を行う事を目指していますが、県南地区の庁舎の確保の問題や、県北地区における市町村合併の動向への配慮など検討の期間を要する事案があるため、先ずは当面の再編として、本土地区は長崎、県北、県央、島原の4地域に総合事務所を設置し、離島地区は五島、壱岐、対馬の3機関に総合事務所を設置し、各地域の地方機関を平成21年4月に集約を実施することとします。

5．各部門における再編の基本方針

(1)税務部門

県税事務所を統合することにより、専門知識を持った職員を集約することが可能となり、納税事務において困難な案件に対してこれまで以上に専門的な組織で対応ができ、集中的な滞納整理なども対応が可能となります。また、課税事務において評価技術などの専門性を向上させることが可能となり、緊急事案や突発案件にも機動的に対応できる体制づくりが可能となります。管轄地域については、自動車登録事務所の管轄地域や、法務局の管轄地域など納税者側の視点を配慮した変更を行います。

<主な再編内容>

- ・ 諫早県税事務所と島原県税事務所を統合して県央振興局税務部（諫早市）に改組し、島原地区の窓口対応のための島原出張所を配置します。
- ・ 西海市の所管を県北振興局に移管します。

(2)水産部門

これまで、普及指導業務中心であった水産業普及指導センターを、加工、流通、栽培漁業、漁場整備などの水産行政の分野や、水産と関係のある多様な行政部門（物産・観光など）とも連携できるよう総合事務所内に移転します。

<主な再編内容>

- ・ 県北水産業普及指導センター（平戸市田平町）を県北振興局庁舎に移転し、県北振興局商工水産部水産課と同じ庁舎とします。

(3)農林部門

これまで各地域に点在していた農業関係機関を、可能な限り地域ごとに統合・集約して、農林業に関する総合的な分かりやすい体制に整備します。再編により、管轄地域が広域化され、多様な分野の専門職員による組織が形成でき、困難な課題（食の安全・安心の確保、耕作放棄地への対応など）に対して集中的・組織的な対応が可能となります。管轄地域については、特に普及の分野において、農協などの関係団体との連携が非常に重要なため、農林業者の利用に配慮した管轄区域の変更を行います。

< 主な再編内容 >

- ・ 県北農業改良普及センター（佐世保市吉井町）を現在地のままに存続し、農政部門を集約します。（ソフト面は吉井庁舎、ハード面は県北振興局本庁舎）
- ・ 長崎林業事務所（長崎市）と長崎農業改良普及センター（長崎市）を諫早合同庁舎に移転し、県央振興局農林部（諫早市）と同じ庁舎とします。
- ・ 西海市（旧西彼町役場）、新上五島町にそれぞれ農業生産技術指導の機能を備えた事務所を配置します。
- ・ 東彼杵地域の農村整備、林業、家畜保健衛生業務は県央振興局農林部に移管します。

(4) 土木部門

公共事業等の事業規模が、ピーク時の半分以下に減少している各事務所の状況に応じた体制の見直しや、スケールメリットを活かした広域的な体制づくりを行います。また、管轄区域は、県民の生活圈や交通圏、交通・情報インフラの整備状況などに配慮した変更を行います。

< 主な再編内容 >

- ・ 田平土木事務所、大瀬戸土木事務所を県北振興局建設部に統合します。
- ・ 平戸市（田平町）、西海市（大瀬戸町）にそれぞれ維持管理機能を備えた事務所を配置します